

森林整備担い手対策事業実施要領

平成22年4月1日 制定
令和8年3月13日一部改正

第1 目的

この要領は、森林整備担い手の確保・育成及び雇用の安定を図るため、森林整備担い手対策積立資産の運用益等により予算の範囲内で新潟県林業労働力確保支援センター（以下「支援センター」という。）並びに認定林業事業者等（新規就業予定者を含む）を対象に実施する事業内容を定めるものとする。

第2 用語の定義

森林組合とは、森林組合法第9条の事業を行う法人である。

- 2 認定林業事業者とは、林業労働力の確保の促進に関する法律に基づき、新潟県知事が認定した事業者である。
- 3 林業労働力確保支援センターとは、林業労働力の確保の促進に関する法律に基づき、都道府県知事が指定した公益法人である。
- 4 助成対象となる認定林業事業者は、雇用する林業労働者と雇用契約を締結し、労働保険・社会保険、就業規則、賃金台帳及び出勤簿を整備するとともに、雇用する林業労働者を被共済者とする勤労者退職金共済機構等の退職金共済制度に加入し、共済掛け金を全額負担していること。

第3 事業等

事業及び助成内容は次の各号に掲げるものとする。

1 労働環境整備促進事業

1-1 林業事業者就労環境改善支援事業

(1) 助成内容

認定事業者の就労環境を労働安全衛生が確保され森林整備担い手が安心して働くことのできる環境へ改善を図るため、認定事業者が雇用管理や経営の改善を目的として中小企業診断士や林業経営アドバイザー等の経営指導等の専門家に指導を委託する経費及び指導を受けた認定事業者の労務管理体制等の改善状況の確認とフォローアップを図るためのコンサルタントやアドバイザー等の指導に係る委託経費を助成する。

また、上記目的の達成に資する取組みへの助言及び指導等のための専門家への委託経費についても助成する。

(2) 助成額

経営指導専門家等の指導委託に要する経費の一部を助成する。

ただし、就労環境改善を目的とした指導等の場合、10分の10助成とし、1事業者当たり50万円を助成限度とする。

また、フォローアップ等のための経営指導専門家による指導等の場合、委託経費の3分の2以内で、1事業者当たり40万円を助成限度とする。

(3) 助成対象者

当該年度の4月から3月までの間に、雇用管理や経営に関する具体的な課題を持つ事業者及びフォローアップ等のため専門家から指導等を受ける事業者とする。

1-2 就労環境整備促進事業

(1) 助成内容

森林整備担い手の雇用条件の向上を図るための月給制かつ通年雇用への移行を促進するため、月給制かつ通年雇用で森林整備に従事する者に対して事業主が負担している介護保険を含めた健康保険料掛金の一部を助成する。

なお、加入月数が6ヶ月未満の者及び「緑の雇用」事業の研修生並びに事務専任職員、管理職員は対象としない。

また、月給制かつ通年雇用で森林整備に従事する者に対する労働安全対策として、推進会議開催のほかAED設置経費（機器レンタル料を含む）等の従事者の安全確保に直接関係する機器の導入経費等の安全衛生活動経費についても助成する。

(2) 助成額

健康保険料掛金の助成については、1人当たり月額2,000円以内とする。また上限を1事業体当たり25人までとする。

安全衛生活動経費については、実績額の2分の1以内を助成する。ただし、1事業体当たり6万円を上限とする。

(3) 助成対象期間

前年度の1月から当該年度の12月までとする。

(4) 助成額の増額

月給制かつ通年雇用を促進するため、通年雇用に必要な業務を他の認定事業体との協働化協定等（請負契約は対象外）により他の認定事業体が樹立した森林経営計画地で確保した場合は、健康保険料掛金の助成額を1人当たり月4,000円以内に増額するものとする。ただし、1事業体当たり72万円を助成上限とし、業務を確保した認定事業体から助成申請があった場合（月給制従事者がいないため助成申請できない場合に限り助成申請があったものとみなす）に限り、協定等の相手方の認定事業体についても助成額を増額するものとする。

1-3 就労環境整備支援事業

(1) 助成内容

認定事業体が、森林整備担い手の就労環境の改善を図るため導入する簡易トイレや現場休憩所のリース・レンタル料の一部を助成する。

(2) 助成額

事業体が負担するリース・レンタル料の2分の1以内で、1事業体当たり10万円を助成限度とする。

(3) 助成対象期間

前年度の1月から当該年度の12月までとする。

1-4 雇用促進支援事業

(1) 助成内容

事業体が支給する林業就業経験2年未満の新規就業者の住宅手当として、事業体負担額の2分の1以内で1人当たり月20,000円を上限として助成する。

また、雇用継続のための育成経費として1人当たり月5,000円を助成する。

(3) 助成対象期間

前年度の1月から当該年度の12月までとする。

2 林業機械化促進事業

2-1 林業機械リース・レンタル支援事業

(1) 助成内容

認定林業事業者が、森林整備担い手の作業環境の改善及び木材生産における省力化を図るため導入する高性能林業機械等のリース・レンタル料の一部を助成する。

ただし、林業機械本体に係るリース・レンタル料で付随する管理料、保証料等は助成しない。

なお、同一機械で1年を超えて長期リース・レンタルする場合は、当初年度だけの助成とし、以後は助成しない。また、他の助成事業との重複助成はしない。

助成対象とする機械は、原則としてリース・レンタル業を主として営んでいる法人が所有するフェラーバンチャ、ハーベスタ、プロセッサ、スキッド、フォワーダ、タワーヤダ、スイングヤダ、グラップル（旋回輪回転式に限る）とする。

(2) 助成額

リース・レンタル料の5分の1以内で、1事業者当たり60万円を助成限度とする。

(3) 助成対象期間

前年度の1月から当該年度の12月までとする。

2-2 林業機械高度技能者育成定着促進事業

(1) 事業内容

生産性の向上や労働強度の軽減、労働災害の防止、新規就業者の定着支援及び、高度な技術・技能を有するオペレーターを育成する観点から、また作業の低コスト化、高能率化を図る上から高性能林業機械を導入する。

2-3 林業機械作業システム新規導入等支援事業

(1) 事業内容

素材生産事業を行っている認定事業者が、高性能林業機械による作業システムの新規導入を検討するため、試行的に高性能林業機械をリース・レンタルする場合のリース・レンタル料を公社林業機械貸付事業並みとなるよう助成する。

また、認定林業事業者が公社分収林の企画提案型利用間伐等促進事業地を活用して森林整備担い手の作業環境の改善及び木材生産における省力化を図るため高性能林業機械等をリース・レンタルする場合は、そのリース・レンタル料を公社林業機械貸付並みとなるように助成する。

ただし、作業システムの新規導入については、県の素材生産力強化支援事業の補助申請を行っている事業者は助成対象外とし、導入2か年間に限り助成対象とする。

また、2-1 林業機械リース・レンタル支援事業との併用はできないものとする。

(2) 助成対象機械及び助成額

新作業システム等に必要となる1セットの機械で、事業者が所有していない機械を対象とし、公社林業機械に準じて算出した貸付料とリース・レンタル料の差額の4分の3以内を助成する。

(3) 助成対象期間

当該年度の4月から3月の間で、新作業システム等を試行する1施業地の作業期間

とする。

ただし、試行後も他の施業地で森林整備を行う場合は、2-1 林業機械リース・レンタル支援事業の対象期間とすることができるものとする。

3 森林施業プランナー等育成事業

3-1 森林施業プランナー等育成研修奨励事業

(1) 助成内容

認定林業事業体等が、森林施業プランナー育成研修及び森林経営プランナー研修に参加させるのに要する受講者の賃金相当額の一部を助成する。

(2) 助成額

1人当たり日額1万円以内とする。

(3) 助成対象期間

当該年度の森林施業プランナー育成研修及び森林経営プランナー研修受講期間とする。

3-2 森林施業プランナー等認定奨励事業

(1) 森林施業プランナー一次試験合格者及び二次試験合格者及び新たに森林経営プランナーに認定された職員の所属する認定林業事業体等に対し、奨励金として交付する。

(2) 奨励金

森林施業プランナー試験の場合、1人当たり一次試験合格者2万円、二次試験合格者3万円とする。

また、森林経営プランナー認定者については、1人当たり2万円とする。

(3) 奨励の対象者

森林施業プランナー新規一次試験合格者、新規二次試験合格者及び森林経営プランナー認定者に限る。

3-3 森林施業プランナー活動支援事業

(1) 助成内容

認定森林施業プランナーが、初めて森林施業プランナー活動を行う際の活動経費の一部を助成する。

(2) 助成額

森林施業プランナー1人当たり年6万円以内とする。

ただし、助成は1人1回限りとする。

(3) 助成対象期間

当該年度の4月から3月までとする。ただし、助成は認定翌年度から3年以内の活動に限るものとする。

3-4 森林施業プランナー活動推進奨励事業

(1) 助成内容

森林施業プランナーが中心となって地域における森林管理や施業取組を推進し、一定規模以上の主伐・再造林及び利用間伐のための集約化を行った認定林業事業体等に対し集約化費用の一部を助成する。

なお、一定規模とは当面概ね10haとする。

(2) 助成額

森林施業プランナー1人当たり20万円以内とする。

なお、1事業体2人までとし、集約化に直接従事する森林施業プランナーに限る。

(3) 助成対象期間

当該年度の4月から3月までとする。

3-5 公社造林森林施業プランナー育成実践モデル事業

(1) 事業の目的

認定林業事業体等が森林施業プランナーを活用し、その技能のブラッシュアップの実践の場として、地域における公社造林の施業計画のプランニングや土地所有者への説明等の活動を通して、森林施業プランナーとして具備すべき能力を身につけ、技量アップに繋げることを目的とする。併せて、公社造林の効率的な間伐促進を支援する。

(2) 助成額

森林施業や作業道の配置等プランニングにかかる活動経費として、森林施業プランナー1人当たり年額5万円を限度として認定事業体等に助成する。

なお、1事業体2人までとし、プランナーの技術向上を図るために必要な研修等に要する経費についても助成対象の一部（活動経費の2分の1以内）とすることができる。

また、事業体経費として1事業体当たり年額1万円を助成する。

(3) 助成対象期間

当該年度の4月から3月までとする。

4 フォレストワーカー育成事業

4-1 フォレストワーカー育成研修支援事業

(1) 助成内容

認定林業事業体及び認定林業事業体を目指す事業体が、雇用する林業労働者をフォレストワーカー育成研修に参加させるのに要する経費のうち、特別教育等受講料の一部を助成する。

(2) 助成額

特別教育等受講料の4分の1以内とする。

(3) 助成対象期間

当該年度のフォレストワーカー育成研修受講期間とする。

4-2 フォレストワーカー育成研修奨励事業

(1) 助成内容

認定林業事業体及び認定林業事業体を目指す事業体が、雇用する林業労働者をフォレストワーカー育成研修に参加させるのに要する受講者の賃金相当額の一部を助成する。ただし、集合研修のみとし、特別教育等受講、OJT研修は対象としない。

(2) 助成額

1人当たり日額1万円以内とする。

(3) 助成対象期間

当該年度のフォレストワーカー育成研修受講期間とする。

4-3 フォレストワーカー等研修交流支援事業

(1) 助成内容

認定林業事業体間における森林技術員等の森林整備・木材生産に関する知識・技術の格差を是正し一層のレベルアップを図るため、認定林業事業体間におけるフォレストワーカー等の研修交流に対し、その経費の一部を助成する。

(2) 助成額

概ね5～10年目程度の中堅森林技術員が2日以上研修に参加した場合、研修者1人当たり日額1万円以内の助成を事業体に対し行う。

また、研修者を受け入れる事業体への謝金として1日当たり1万円以内を助成する。

なお、1事業体に対する助成額は12万円を上限とする。

(3) 助成対象期間

当該年度の4月から3月までとする。

4-4 現場指導者育成支援事業

(1) 助成内容

新規就労者や「緑の雇用」事業研修生等の森林技術者を現場で指導する現場指導者を育成するための現場指導者育成研修への参加を促進するため、研修受講者の賃金相当額の一部を助成する。

また、研修成果を事業体内での指導に反映させるため、成果発表会等を開催し開催に要する経費を負担する。

(2) 助成額

1人当たり日額1万円以内とする。

また、成果発表会等を事業体で開催する場合は、1事業体当たり5万円を限度として助成する。

(3) 助成対象期間

当該年度内の研修を対象とし、賃金相当額の助成は、現場指導者育成研修期間とする。

5 にいがた緑の担い手育成・顕彰事業

5-1 にいがた緑の担い手顕彰事業

(1) 表彰の名称

「にいがた緑の担い手大賞」とする。

(2) 表彰の対象者

森林整備担い手の確保・育成及び雇用の安定のため、顕著な取組や貢献をした事業体及び労働災害防止のための伐倒技術競技会（仮称）等で優秀な成績を収めた個人とする。

(3) 被表彰者の決定

被表彰者は、代表理事が決定する。

(4) 表彰の方法

表彰は、表彰状を授与して行うほか、記念品等を併せて授与する。

5-2 林業体験講習支援事業

(1) 事業の目的

山村部の若い林業労働力を確保するため、大学、専門学校、高等学校等の就学時から林業への関心を高め、地域での就労の機会を増やすことを目的とする。

(2) 事業の対象者

大学生、専門学校生、高校生等の若者で、将来認定林業事業体への就業を希望し、森林技術者をめざす者とする。

(3) 助成額

本事業を林業団体等に委託するに必要な経費とする。

ただし、講師謝金及び講師旅費、会場使用料は除く。

5-3 フォレストリーダー等キャリアアップ支援事業

(1) 助成内容

フォレストワーカー登録後の技術向上とキャリアアップ支援を目的として、フォレストワーカー、フォレストリーダー、フォレストマネージャー、森林施業プランナー及び森林経営プランナー認定者に対し、能力手当を支給する認定事業体に対し支給額の一部を助成する。

また、技能検定1級及び2級合格者並びに日本森林管理技術・技能審査認定協会によるランク4以上の認定者の勤務する認定事業体に対して技術指導費を助成する。

(2) 助成額

能力手当支給額の2分の1以内で、1能力手当当たり月額5,000円を助成限度とする。また、技術指導費として、技能検定2級合格者に対して1人当たり月額3,000円を、それ以外の合格者等に対して1人当たり月額5,000円を助成する。

(3) 助成対象期間

前年度の1月から当該年度の12月までとする。ただし、5か年を上限とする。

5-4 緑の担い手育成技能講習等支援事業

(1) 助成内容

認定林業事業体が、雇用する林業労働者を業務に必要な技能講習や特別教育等（林業技能検定も含む）に参加（受験）させる場合、受講料等の一部を助成する。

ただし、林業技能検定については、学科試験、実技試験ごとに受験者が合格した場合に助成する。

なお、「緑の雇用」新規就業者育成推進事業及びフォレストワーカー育成研修の研修生は対象としない。

また、将来認定林業事業体への就業を希望し、森林技術者をめざす高校生及び林業大・大学校等の専門学校生に対して実施する、「刈払機取扱作業員に対する安全衛生教育」「伐木等の業務に係る特別教育」及び「走行集材機械の運転の業務に係る特別教育」に要する経費の一部を助成する。

(2) 助成額

特別教育等受講料の2分の1以内とする。

(3) 助成対象期間

当該年度の4月から3月までとする。

5-5 インターンシップ等支援事業

(1) 助成内容

認定事業体がインターンシップ及び職場見学又は就労体験を希望する学生等を受け入れる場合の指導に係る経費の一部を助成する。

(2) 助成額

インターンシップの場合、事業体に対して1日当たり5,000円を助成するものとし、研修生に対しては、宿泊を伴う場合に宿泊費の一部として2,200円を助成する。

また、職場見学又は就労体験の場合、事業体に対して1日当たり10,000円を助成する。

(3) 助成対象期間

当該年度の4月から3月までとする。

6 山の守り手育成推進事業

(1) 森林整備担い手に関する活動等に係る費用。

(2) 山の守り手確保育成関連事業の普及に係る費用。

(3) にいがたグリーンワーク事業の活動等に係る費用。

(4) その他担い手の確保に係る経費。

その他担い手の確保に係る経費には、次の事業の実施に係る経費を含むものとする。

ア 新規就業相談会

「森林の仕事エリアガイダンス」という呼称で実施するものとする。

イ 林業基礎講習

林業就業支援講習の実践コースに準じた内容とし8日間で実施するものとする。

ウ 林業技能検定対策講習

認定林業事業体等からの要望により、林業技能検定受験予定者に対して受験対策講習を外部委託により3日間程度の日程で実施するものとする。

エ 6-1 求人等広報活動支援事業

(1) 助成内容

新規就業者確保を目的とした求人広告等の外部委託を含む活動経費の一部を助成する。

(2) 助成額

活動経費の2分の1以内で、1事業体当たり20万円を助成限度とする。

(3) 助成対象期間

当該年度の4月から3月までとする。

附 則

この要領は平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成24年5月11日から施行する。

附 則

この要領は平成24年7月1日から施行する。

附 則

この要領は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は平成 29 年 5 月 12 日から施行し、平成 29 年度事業から適用する。

附 則

この要領は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は令和 3 年 4 月 22 日から施行する。

附 則

この要領は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は令和 8 年 4 月 1 日から施行する。